

大仙市危険空き家等解体補助金について（ご注意）

要綱第5条（1）補助対象空き家等の全てを解体し、かつ、撤去する工事



補助対象となるためには、将来的な危険防止や同じ敷地内にある空き家と小屋への二重交付などの問題を防ぐため、敷地内（隣接地含む）の空き家の他、小屋や物置、木、塀など全てを撤去し更地として頂くことが条件となります。

※隣接地 … 空き家の所在地に隣接し、申請者又は親族等が所有し、申請者親族が使用又は占有している土地。

次のようなケースは**補助対象とはなりません**のでご注意ください。

- ①古い元の家のみを解体し、車庫は新しいので引き続き物置として、墓参りのものなどを入れるために継続して利用する。
- ②隣接地や同一敷地に現在住んでおり、以前家族・親族が住んでいた空き家のみを解体する。
- ③建物の周りの杉の木は、私が生まれる前から生えていたのでその木は伐採しない。
- ④お堂が敷地内に有りバチがあたらないようそのままにしたい。
- ⑤勝手に敷地内に入られないよう塀はそのままにしておきたい。

【イメージ図】

